平成２６年（フ）第２１６０号
札幌市手稲区新発寒７条８丁目５番１号　パーティタウンＢ―101号
債務者　丹波　信二
1　決定年月日時　平成26年12月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月16日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１３６号
北海道苫小牧市ときわ町３丁目13番９号
債務者　関川　廣也
1　決定年月日時　平成26年12月16日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月16日まで　札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２６年（フ）第２１９号
秋田市将軍野南５丁目３番58号　シティハイムカマタ201
債務者　浪岡　力也
1　決定年月日時　平成26年12月16日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月16日まで　秋田地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第５２１号
埼玉県川越市大字寺尾16番地15　サンビーム201号室
債務者　小林　智恵
1　決定年月日時　平成26年12月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月16日まで　さいたま地方裁判所川越支部

平成２６年（フ）第５６７号
埼玉県入間市扇町屋２丁目１番10号　舟寄ハイツ301
債務者　岩佐　晶子
1　決定年月日時　平成26年12月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月16日まで　さいたま地方裁判所川越支部

平成２６年（フ）第５８５号
埼玉県富士見市羽沢３丁目22番10号　サマーシティツルセ203、前住所埼玉県富士見市羽沢３丁目３番45号　クレール45―202
債務者　仲上　一美
1　決定年月日時　平成26年12月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月16日まで　さいたま地方裁判所川越支部

平成２６年（フ）第５９７号
埼玉県狭山市広瀬東３丁目19番16号
債務者　森島　　勇
1　決定年月日時　平成26年12月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月16日まで　さいたま地方裁判所川越支部

平成２６年（フ）第１６１号
千葉県大網白里市大網134番地４　フォーカーサ201
債務者　篠田　勝弘
1　決定年月日時　平成26年12月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月16日まで　千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２６年（フ）第１６４号
千葉県銚子市長山町2231番地
債務者　石毛　宏通
1　決定年月日時　平成26年12月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月16日まで　千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２６年（フ）第１６９号
千葉県匝瑳市今泉660番地１
債務者　田村　和博
1　決定年月日時　平成26年12月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月16日まで　千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２６年（フ）第１７０号
千葉県匝瑳市今泉660番地１
債務者　田村　圭子
1　決定年月日時　平成26年12月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月16日まで　千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２６年（フ）第３３７号
金沢市額新保１丁目275番地１　コンテントサウス301号、従前の住所石川県白山市熱野町イ22番地11
債務者　砂原由美恵
1　決定年月日時　平成26年12月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月16日まで　金沢地方裁判所

平成２６年（フ）第３３８号
石川県白山市福留南１丁目179番地、従前の住所金沢市笠舞２丁目20番15号
債務者　マルサ屋酒店こと　佐藤　武志
1　決定年月日時　平成26年12月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月16日まで　金沢地方裁判所

平成２６年（フ）第３３９号
石川県白山市福留南１丁目179番地、従前の住所金沢市笠舞２丁目20番15号
債務者　佐藤　輝子
1　決定年月日時　平成26年12月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月16日まで　金沢地方裁判所

平成２６年（フ）第３４５号
金沢市新神田１丁目10番123号　県営住宅６棟３号、従前の住所金沢市新神田１丁目10番64号
債務者　山崎　祥子
1　決定年月日時　平成26年12月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月16日まで　金沢地方裁判所